

# 災害事例

## ガス溶断作業中、断熱材の壁から出火

### 【災害の概要】

工事の種類：その他の建築工事

災害の種類：火災

被災者：1人（死亡）



### 【発生状況】

本件は、3階建倉庫解体工事において、保管棚のガス溶断作業中に発生した火災である。

当日、3次下請の作業員三人で保管棚の解体を行っていたが、現場責任者からは次のとおり指示されていた。

- (1) 倉庫内での作業は火気使用のため水道水を引き込む。
- (2) 消火器、防火用バケツを設置する。
- (3) 作業前、床に散水する。
- (4) 密室状態で換気が悪いので、適時休憩する。

三人は、アセチレンガスボンベと酸素ガスボンベ各3本を、屋外の枠組足場に設置し、ゴムホースと吹管を屋内に引き込み、保管棚（高さ2.7m）を足場としてそれぞれ溶断作業を行っていたが、午後作業再開後間もなく一人の作業員の左側壁面から出火した。

同人は他の二人の作業員に非難するよう声をかけ、いったん屋外に出て水道水で消化しようとしたが、屋内から黒煙が勢いよく吹き出してきたため退避した。

その後消防署が出動したが、作業員1人が焼死してしまった。

倉庫は低温貯蔵庫として使用されていたもので、壁全面に断熱材（硬質ウレタンフォーム）が吹き付けられていたが、作業員には可燃性であること等は周知されていなかった。

また、倉庫内は薄暗く、高さ2.7mの作業場所から容易に降下できる有効な昇降設備もなかった。

三人は以前よりガス溶断作業に従事していたものの、いずれも無資格者で、雇用時の資格確認は行われていなかった。

なお、保管棚解体をガス溶断で行う方法は、3次下請の現場責任者が前日独断で決定し、元請け等には報告していなかった。

### 【原因】

- (1) 可燃物の有無等火災の危険性についての事前調査や関係者への的確な安全対策が指示されていなかったこと等、元方事業者の現場管理、指導が不十分であったこと。
- (2) 火災の危険性を認識せず、施工方法を下請の現場責任者が単独で決定し、元方事業者に報告していなかったこと。  
また、安全対策を検討せず作業を開始したこと。
- (3) ウレタンフォームが吹き付けられた場所で、ガス溶断作業を行ったため、引火したこと。
- (4) 無資格者に、ガス溶断作業を行わせたこと。

### 【対策】

- (1) 元方事業者は施工計画、施工管理、指導等を適切に行い、作業手順書の作成や雇入れ時教育の実施等を関係請負人に周知徹底させること。  
また、関係請負人は指導された事項を順守し、自主的・積極的に安全活動を実施すること。
- (2) 元請事業者および関係請負人は、決定事項等が周知されるよう連絡体制を確立すること。
- (3) ウレタンフォーム等可燃性のものがある場所では火気の使用を禁止すること。  
火気を使用せざるを得ない場合は、火種の飛散等を防止するため不燃材で遮ること。
- (4) 就業制限業務への無資格者就業禁止を徹底すること。
- (5) 雇入れ時教育等安全教育を実施し、安全意識を高めること。

### 建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害の防止の徹底について（平8・1・29基発第42号の4）（概要）

#### 1 工事実施計画における災害防止対策

発泡プラスチック系断熱材使用作業の有無、改修工事等での作業箇所での断熱材の使用の有無、断熱材の種類について確認し、当該断熱材の種類及び燃焼性に留意した適切な火気管理計画を策定すること。発泡プラスチック系断熱材は急速に燃焼が広がる危険が考えられることに特に留意すること。

発泡プラスチック系断熱材を使用する場合は、当該作業実施後は当該場所での溶接・溶断等火気使用作業を行わないよう作業計画を策定すること。